

# 西宮名塩さくら台緑地協定書

緑地協定書

運営委員会規則

(西宮名塩さくら台第1住宅地区緑地定)

# 西宮名塩さくら台第1住宅地区緑地協定書

## (名称)

第1条 本協定は、西宮名塩さくら台第1住宅地区緑地協定と称する。

## (協定の締結及び目的)

第2条 本協定は都市緑地保全法（昭和48年法律第72号、以下「法」と称する。）

第14条の規定に基づき、本協定第3条に定める区域（以下「協定区域」と称する。）内における緑化に関する事項を定めることにより、協定区域の緑化及び良好な環境の維持を目的とし、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権者又は賃借権者（以下「土地の所有者等」と称する。）の全員の合意により締結する。

## (協定区域)

第3条 本協定の協定区域は、別紙緑地協定区域図青線内区画とする。

## (協定の効力)

第4条 本協定は、西宮市長の認可の公告のあった日から効力を発し、認可の公告のあった日以後に協定区域の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

## (緑化に関する基準)

第5条 本協定第3条に定める協定区域内における樹木等を植栽する場所は、各区画における既設の植樹帯を基本とし、他の空間地についても極力植栽をするものとする。

ただし、通路及びカーポート等の緑化が不可能な部分についてはこの限りではない。

2. 別紙緑地協定区域図橙色着色区域内の植樹帯については、「造成完了時」の植樹帯の現況を維持するものとする。但し、良好な環境を維持するために、別表に定めた樹木を追加して植栽する場合は、この限りではない。

3. 植栽する樹木の種類等に関する規準は、次のとおりとする。

(1) 植栽する樹木の種類は協定区域の風土に適合したものとし、別表に掲げるものを基本とする。

(2) 宅地内の空間地についても、極力貼芝等で緑化するものとする。

(樹木等の維持管理)

第 6 条 協定区域の土地の所有者等は、本協定に基づいて植栽する樹木等について  
第2条の目的が達成されるよう維持管理を行うものとする。

(有効期間)

第 7 条 本協定の有効期間は、法第16条第2項に規定する西宮市長の認可の公告の  
あった日から起算して10年とする。ただし、有効期間満了6ヶ月前に土地の  
所有者等の過半数の廃止申立てがない限り、引き続き10年間有効とし、以降も  
同様に有効とする。

(協定の変更及び廃止)

第 8 条 本協定にかかる協定区域、緑化に関する事項、有効期間又は協定違反があった  
場合の措置を変更しようとするときは、土地の所有者等の全員の合意をもってその  
旨を定め、これを西宮市長に申請して、その認可を受けなければならない。  
2. 本協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意をもって  
その旨を定め、これを西宮市長に申請して、その認可を受けなければならない。

(違反者の措置)

第 9 条 第10条に定める委員会の委員長は、同委員会の決定に基づき第5条の規定に  
違反した土地の所有者等（以下「違反者」という。）に対して本協定の履行に必要  
な措置を請求することができる。  
2. 違反した者がこの請求に応じないときは協定の目的とする範囲内で必要な措置  
をとることができるものとする。  
3. 本協定の有効期間内に於ける違反者に対する本条第1項、第2項の措置に  
ついては、期間満了後もなお効力を有する。

(運営委員会)

第10条 本協定の運営のため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その  
役員は別に定める「西宮名塩さくら台第1住宅地区建築協定運営委員会」の役員が  
兼務するものとする。  
2. 委員長は協定運営のための会務を総理し、委員会を代表する。  
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。  
4. 会計は本協定の運営に関する経理業務を処理する。

(補 則)

第11条 本協定に規定するもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(付 則)

本協定はこれを2部作成の上、西宮市長に認可申請をし、認可後その1部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

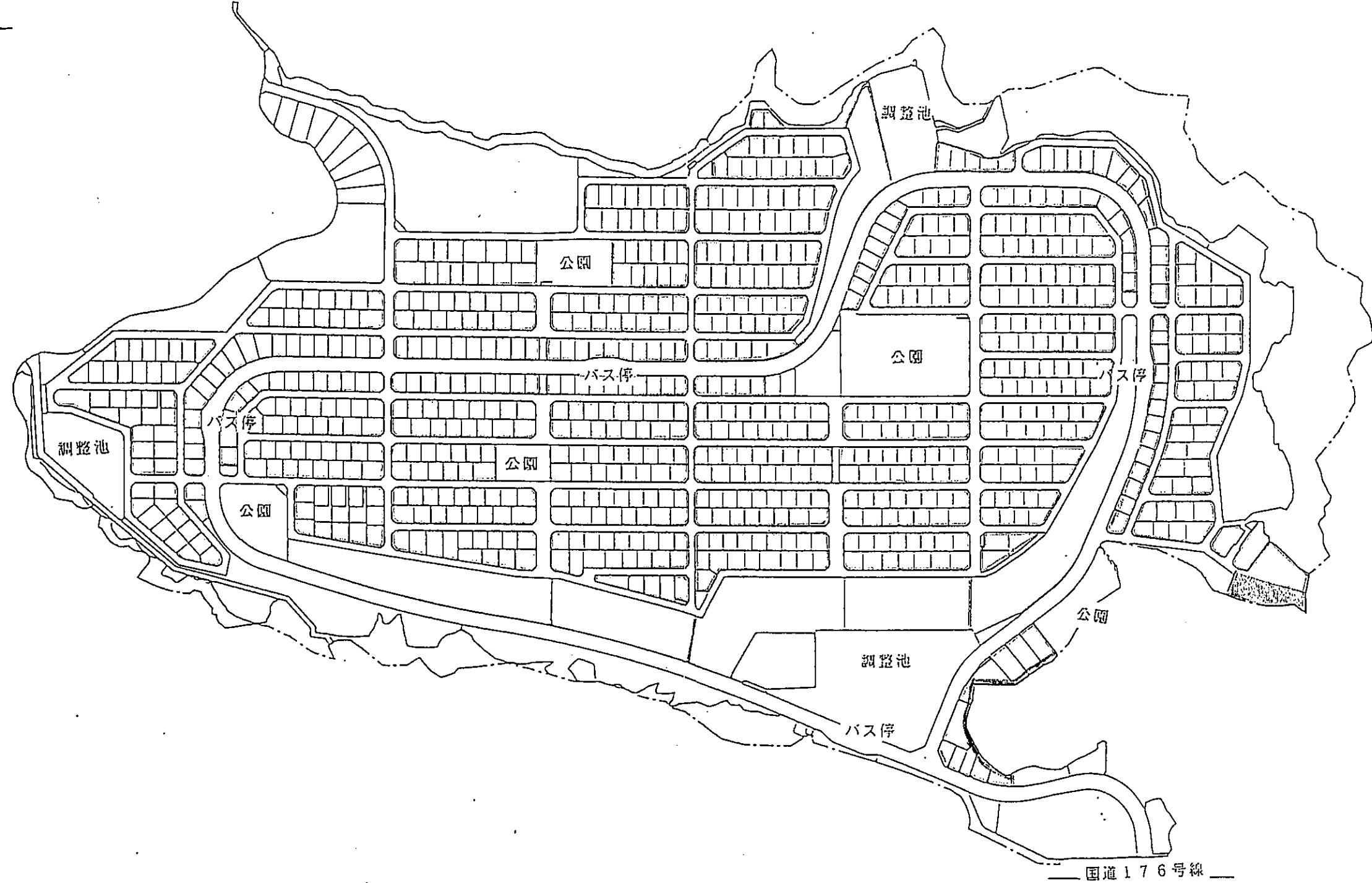
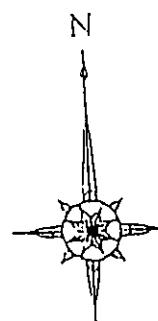
— 別 表 (その1) —

形状	常／落	区画街路面植樹帯	宅地内植栽
高 木	常 緑	シラカシ、アラカシ、ツバキ、ササンカ、レイランディー、ベニカナメモチ、ゲッケイジュ	シラカシ、アラカシ、ツバキ、マツ、ササンカ、ベニカナメモチ、マキ、ゲッケイジュ、カイズカブキ、モッコク、モチノキ、マテバシイ、タイサンボク、キンモクセイタケ、サンゴジュ、ヒバ類、カクレミノ
	落 葉	シャラノキ、コブシ、ヤマボウシ、ウメモドキ、エゴノキ、ソロ、アメリカハナミズキ、モミジ類、ハナカイドウ、ライラック、カツラ、サンシュユ、トサミズキ	シャラノキ、コブシ、ヤマボウシ、ケヤキ、エゴノキ、モクレン、アメリカハナミズキ、モミジ類、ハナカイドウ、ライラック、カツラ、トサミズキ、ムクゲ、サルスベリ、カリン、コナラ、ウメ
中 木	常 緑	サツキ、カンツバキ、ツツジ類、アセビ、イヌツゲ、クサツゲ、オタフクナンテン、アベリア	カイズカイブキ、アラカシ ササンカ、ヒイラギモクセイ ベニカナメモチ、ブリベット サツキ、カンツバキ、ツツジ類、アセビ、イヌツゲ、ハクチョウゲ、ヒイラギナンテン アベリア、シャリンバイ、ジンチョウゲ、クチナシ、カクレミノ
	落 葉	ニシキギ、コデマリ、ユキヤナギ、ボケ、アジサイ、ドウダンツツジ、ヒメライラック、ハナカイドウ、トサミズキ	ニシキギ、コデマリ、ユキヤナギ、ボケ、ドウダンツツジ、ヤマブキ、ヒメライラック、ハナカイドウ、アジサイ、ハギ、ハコネウツギ、ヒョウガミズキ、レンギョウ

一 別 表(その2) 一

形状	常／落	区画街路面植樹帶	宅地内植栽
地 被 類		リュウノヒゲ、 ヒメセキショウ、バーベナ ヒメシャガ、ササ類、 ヘメロカリス、 フイリヤブラン、 シバザクラ、 メキシコマンネングサ、 ツワブキ、マツバギク、 フッキソウ、 ハイビャクシン	リュウノヒゲ、バーベナ、 ツタ類、ササ類、 ヘメロカリス、シバ、 シバザクラ、 メキシコマンネングサ、 ツワブキ、マツバギク、 フッキソウ、ハイビャクシン

# 西宮名塩さくら台



# 西宮名塩さくら台第1住宅地区緑地協定運営委員会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、西宮名塩さくら台第1住宅地区緑地協定第10条の規定に基づき、協定運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営及び議事に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員の選出及び定数)

第2条 委員は土地の所有者等の内、当該協定区域内に於ける居住者の互選により選出するものとし、定数は10名以内とする。

## (委員の辞任)

第3条 委員が辞任しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

## (所掌事務)

第4条 委員会の所掌事務は次の通りとする。

(1) 緑地協定により委員会に委任された事項。

(2) その他緑地協定の運営につき委員会が必要と認めた事項。

## (委員会の招集及び議事運営)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2. 委員長は、委員の4分の1以上の署名による委員会の開催請求があった場合には、委員会を招集しなければならない。

3. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4. 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5. 前項の場合に於いては、委員長は委員として議決に加わることができない。

6. 議長は委員長がこれを行う。

## (排斥)

第6条 議案について直接利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。

## (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは委員会に関係者及び専門家の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(遵守義務)

第 8 条 委員会が、所掌事務を遂行するに当たっては、緑化協定の目的に鑑み、土地の所有者等の生活感情をも考慮してそれを行わなければならない。

2. 協議の整った事項については、委員長はその結果を速やかに関係者に報告、又は連絡しなければならない。
3. 委員は、委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、又同様とする。

(事務処理)

第 9 条 委員会の事務を処理するため、委員長は当該議事について担当者を委嘱することができる。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、委員長は委員会の意見を聞いて定める。

(付則)

この規則は協定効力発生の日から施行する。